令和　　年　　月　　日

南区災害時要援護者名簿交付申請書

（申請先）横浜市南区長

団体名

所在地

代表者氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　※ 自署であれば捺印は不要です。

TEL・FAX

当該団体において災害時要援護者支援の取組について検討し、区の保有する災害時要援護者名簿の交付を申請します。

※申請者と異なる場合のみ御記入をお願いします。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 連絡担当者 | ふりがな |  |
| 氏名 |  |
| 住所 | 〒232－ 南区 |
| TEL |  | FAX |  |

協定ひな型（情報共有方式）

参考資料２

**区と自主防災組織が締結する要援護者情報の提供に関する協定**

◇◇区（以下、「区」という。）と◇◇区△△地区○○○○会（以下、「自主防災組織」という。）とは、横浜市震災対策条例（以下、「条例」という。）第12条第２項から第４項の規定による災害時要援護者（以下、「要援護者」という。）の個人情報を提供することについて、次のとおり協定を締結する。

**（目的）**

第１条　この協定は、区が自主防災組織に要援護者の個人情報を提供するにあたり、条例施行規則第７条に規定する必要な事項を定めるものとする。

**（自主防災組織における組織決定）**

第２条　自主防災組織は、自らが構成する地域内の要援護者を災害時に支援するため、条例第12条第1項に規定する平素から支え合いの取組を行うことを、あらかじめ組織決定しているものとする。

**（取組を行う区域）**

第３条　自主防災組織が、取組の対象とする地域の範囲は、別表に示す区域とする。

**（提供する個人情報の内容）**

第４条　区から自主防災組織に提供する個人情報は、条例施行規則第４条に定める要援護者のうち、別表の区域内に居住する者の個人情報とする。ただし、自主防災組織に対する個人情報を提供することについて本人（本人の意思表示が困難な場合には、その家族。以下、同じ。）が拒否をした場合は、この限りでない。

２　区から自主防災組織に提供する個人情報は、条例施行規則第５条に定める項目とする。

**（個人情報の提供）**

第５条　区から自主防災組織に提供する個人情報は、紙に印字された文書の形式で提供する。

２　区は、この協定が締結されている間、年１回、自主防災組織に対して情報を提供する。なお、前回に提供した名簿（情報）を区に返却し、新しい名簿（情報）を提供するものとする。

**（個人情報の利用及び閲覧の制限）**

第６条　自主防災組織は、区から提供された個人情報を、要援護者支援の取組以外の目的に利用してはならない。また、区の許可を得ずに、これを複写もしくは第三者に提供してはならない。

２　自主防災組織は、条例施行規則第７条第２項の規定より、区から提供された個人情報を管理する者（以下、「情報管理者」という。）及び個人情報を取り扱う者（以下、「情報取扱者」という。）

を、第１号様式により区長に届け出なければならない。また、情報管理者、情報取扱者に変更が

生じたときには、速やかに第１号様式により区長に届け出なければならない。

**（情報管理者及び情報取扱者の守秘義務に係る誓約及び研修の実施）**

第７条　情報管理者及び情報取扱者には、災害対策基本法第49条の13に規定する秘密保持義務が生じ、正当な理由がなく、取組を行う中で要援護者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。また、情報管理者及び情報取扱者でなくなった者についても、同様とする。

２　自主防災組織は、条例施行規則第９条に定める研修について、情報管理者及び情報取扱者全員に対し、区の協力を得て年１回以上、個人情報保護に関する研修を実施し、第１号様式により報告しなければならない。

**（情報取扱者証の取扱）**

第８条　情報管理者及び情報取扱者が、平時における見守り活動等災害時要援護者支援の取組を円滑に実施するため、災害時要援護者支援情報取扱者証（以下、「情報取扱者証」という。）を交付する。

２　所属する情報取扱者の情報取扱者証の交付を受けようとする自主防災組織は、区長に対し、第１号様式を提出しなければならない。また、再交付を希望する場合も同様とする。

３　区長は、前項の規定により提出された書類を審査し、情報取扱者証を交付することが適当と認めた場合は、第２号様式及び第３号様式を交付する。

４　情報取扱者及び自主防災組織は、情報取扱者証を災害時要援護者支援事業の目的に　　　限って使用し、目的外に使用してはならない。また、他人に譲渡・貸与してはならない。

５　情報取扱者が情報取扱者活動を辞めた場合、情報取扱者証は失効する。

６　情報取扱者は、関係者の要求又は活動に必要があるときは、情報取扱者証を提示しなければならない。

７　災害時要援護者支援推進員証を既に交付されている災害時要援護者支援推進員について、この協定締結日から災害時要援護者支援情報取扱者と読み替えることができる。

**（個人情報の保管方法の届出及び返却）**

第９条　自主防災組織は、区から提供された個人情報の保管について、その漏えい、滅失、毀損若しくは改ざんがないよう、必要な措置を講じなければならない。

２　自主防災組織は、区から要援護者情報の提供を受ける以前に、保管方法等について別に定め、第４号様式により区長に届け出るものとする。また、届出内容に変更が生じたときには、第４号様式により速やかに区長に届け出るものとする。

３　個人情報の漏えい等を防止するため、自主防災組織は、区から提供された文書の内容を、原則としてパーソナルコンピューター等により電子データ化してはならない。ただし、自主防災組織において情報更新や検索等の必要がある場合には、あらかじめ区と協議する。

４　自主防災組織は、区から提供された個人情報について、自主防災組織が取り組む要援護者支援の取組の進行状況により、保持の必要がなくなったときには、速やかに区に対し情報を返却するものとする。

５　自主防災組織は、区から、個人情報の保管状況について確認したい旨の通知があった場合には、これに協力しなければならない。

**（事故発生時における報告）**

第10条　自主防災組織は、条例施行規則第10条の規定により、区から提供された個人情報について、その漏えい、滅失、毀損若しくは改ざんが生じ、又はその恐れがあることを知ったときは、速やかに区長に報告し、指示に従うものとする。

**（協定を解除する事由その他）**

第11条　区は、自主防災組織に提供した個人情報について、明らかに自主防災組織の責に帰すべき理由による漏えい等があったときには、この協定を解除することができる。

２　その他、この協定に定めのないこと、あるいは協定内容に疑義等が生じた場合には、自主防災組織と区が協議して定める。

令和　　年　　月　　日

　　　　自主防災組織　◇◇区△△地区○○○○会

　　　　　　　　　代表者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 印

横浜市南区長　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

（別表）

自主防災組織が、取組の対象とする地域の範囲は、次の区域とする。

◇◇区△△町○～○

　　　△△東○丁目○～○

　　　　　　○丁目○～○

第１号様式

**情報管理者及び情報取扱者届（新規・変更)**

**(研修受講報告書、情報取扱者証交付申請書)**

令和　 年　 月 　日

南区長

所在地

団体名

　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者氏名

横浜市震災対策条例施行規則第７条第２項の規定により、次のとおり届け出ます。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 氏　名 | 住　所 | 備考(役職等) | 研修日 | 情報取扱者証(希望の場合〇) |
|  |  | （情報管理者） | 年　　月　　日 |  |
|  |  | （情報取扱者） | 年　　月　　日 |  |
|  |  | （情報取扱者） | 年　　月　　日 |  |
|  |  | （情報取扱者） | 年　　月　　日 |  |
|  |  | （情報取扱者） | 年　　月　　日 |  |
|  |  | （情報取扱者） | 年　　月　　日 |  |
|  |  | （情報取扱者） | 年　　月　　日 |  |
|  |  | （情報取扱者） | 年　　月　　日 |  |
|  |  | （情報取扱者） | 年　　月　　日 |  |
|  |  | （情報取扱者） | 年　　月　　日 |  |
|  |  | （情報取扱者） | 年　　月　　日 |  |
|  |  | （情報取扱者） | 年　　月　　日 |  |

※　情報管理者は原則１名です。

※　情報管理者又は情報取扱者を変更する場合、改めて全ての対象者を届け出るか、上段

　　に変更となる情報管理者又は情報取扱者を記入し、取り消し線で抹消の上、下段に

　　新情報管理者又は情報取扱者を記入してください。

第３号様式

 　（表）

|  |  |
| --- | --- |
| 説明: C:\Users\soumu06\Documents\要援護者\南区章p.jpg第 　　　 号**南区災害時要援護者支援情報取扱者証**説明: C:\Users\soumu06\Documents\要援護者\あったかい.jpg写真縦4cm×横3cm《情報取扱者氏名》自治会町内会名　 令和　年　月　日 　横　浜　市　南　区　長 　 | 約７cm |

 約10㎝

 （裏）

|  |  |
| --- | --- |
| 注　意１　活動で知り得た個人情報等については厳重に管理し、他者はもちろん家族に漏らしたり、また目的外に使用することのないよう、その保護に努めてください。２　氏名を変更し、若しくは本証を汚損又は紛失したときは、所属団体の長を経由し南区長に届け出てください。３　本証を改ざん若しくは他人に貸与又は譲渡してはなりません。４　情報取扱者でなくなったときは、直ちに本証を返還してください。説明: C:\Users\soumu06\Documents\要援護者\みなっち改.jpg　　　　　　　　　　　　連絡先　横浜市南区役所高齢・障害支援課　　　　　　　　　　　　　〒232-0024　横浜市南区浦舟町2－33　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　電話(045)341-1136 | 約７cm |

 　 約10㎝

第４号様式

**個人情報の保管方法に関する届兼変更届**

令和　 年　 月 　日

南区長

所在地

団体名

代表者氏名

要援護者情報の提供に関する協定第９条第２項の規定により、個人情報の保管方法について、次のとおり届け出ます。

（個人情報の保管場所）

１　個人情報の保管場所は、（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）とし、施錠できる書庫等に保管する。

２　書庫等の鍵は、情報管理者（と（　　　　　　　　　　））が管理する。

（個人情報の閲覧）

　個人情報を閲覧する際は、原則として、情報管理者が立ち会うものとし、個人情報は、保管場所から持ち出さないものとする。

※　以降は、必要に応じて、追加、変更をしてください。

**災害時要援護者名簿の自主防災組織への提供について**

【区から要援護者へ送付する通知ひな型（情報共有方式）】

参考資料３

日頃から横浜市南区行政の推進にご理解とご協力をいただき、ありがとうございます。

地震などの災害発生時に、高齢者や障害者などの自力避難が困難な方々（災害時要援護者）の安否確認や避難支援などが迅速に行われるためには、日頃からの地域と要援護者との関係づくり、地域での支えあいが重要です。

南区では、災害対策基本法により災害時要援護者名簿を作成するとともに、同法及び横浜市震災対策条例に基づき、自治会町内会をはじめとする、区役所と「要援護者情報の提供に関する協定」を締結した団体（以下「自治会町内会等」といいます。）へ名簿を提供しています。

つきましては、お住まいの地域の自治会町内会等への個人情報提供、自治会町内会等の役員の訪問等にご理解、ご協力くださいますようお願いいたします。

なお、自治会町内会等に提供する災害時要援護者名簿から削除することを希望される場合は、同封の削除依頼書をご返送ください。

■提供される情報（災害時要援護者名簿に載せる情報）

　①氏名、②住所又は居所、③生年月日、④性別、⑤電話番号その他の連絡先、⑥避難支援等を必要とする事由（介護、障害）、⑦緊急連絡先※区が把握している場合

【名簿のイメージ】

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 氏名 | 住所 | 生年月日 | 性別 | 連絡先 | 介護 | 障害 | その他（緊急連絡先） |
| 横浜　太郎 | 南区 | 19XX/01/01 | 男 | 045-XXX-XXXX | ○ |  |  |
| 港　花子 | 南区 | 19XX/12/31 | 女 | － |  | ○ |  |

■削除依頼書返送期限　　令和●年●月●日（●）

　**※自治会町内会等へ提供する災害時要援護者名簿からの削除を依頼される場合のみ、ご提出ください。**

■個人情報の取扱い

・区から情報提供を受けた自治会町内会等の役員は、名簿に掲載された方への訪問を行い、支援に必要な事項を伺います。

・区から提供された個人情報を管理する者（情報管理者といいます。）及び個人情報を取り扱う者（情報取扱者といいます。）には、法律上の秘密保持義務があります。個人情報は災害に備えた日頃からの関係づくりのための活動にのみ使用し、本人の同意なく目的以外のことに使用しません。

・ご不明な点がございましたら、区役所へお問合せください。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　≪問い合わせ先≫

南区役所　高齢・障害支援課

高齢・障害係

住所　横浜市南区浦舟町２-33

電話 341-1136　FAX341-1144

裏面あり

■ご了承いただきたいこと

　・この取組は、地域の共助の取組によるもので、災害時に備えた日頃の関係づくりを目指すものです。自治会町内会等へ提供される災害時要援護者名簿に掲載されることで、災害時に必ず助けがくることを保証するものではありません。

ご自身でも災害に備えて、必要な物資の少なくとも３日分の備蓄、災害時の避難先、緊急連絡先の確認、防災訓練への参加などの取組をしておくことが大切です。

また、地域の方々と顔の見える関係を築いておくことも災害時には大きな力となります。

【提供される名簿に記載されている方】

ご自宅で生活している方で、次の条件のいずれかに該当する方

①　介護保険要介護・要支援認定者でア～ウのいずれかに該当する方

ア　要介護３以上の方

イ　一人暮らし高齢者、

または高齢者世帯でいずれもが要支援または要介護認定の方

ウ　認知症のある方

②　障害者総合支援法のサービスの支給決定を受けている

身体障害者、知的障害者、難病患者

③　視覚障害者、聴覚障害者及び肢体不自由者のうち、

身体障害者手帳１～３級の方

④　療育手帳（愛の手帳）Ａ１・Ａ２の方

※令和●年●月現在の状況に基づきお送りしていますので、現在の状況と違う場合がありますので、ご了承ください。

|  |
| --- |
| **【南区の情報】南区役所ホームページ** |
| **南区****災害時要援護者****支援ガイド** | 「個人情報の保護と活用に関する研修」動画、様式、資料など**https://www.city.yokohama.lg.jp/minami/kurashi/****fukushi\_kaigo/chiikifukushi/saigai-shien/120018.html** |  |
| **防災・災害** | 避難場所や防災に関する各種マップ、啓発冊子　などhttps://www.city.yokohama.lg.jp/minami/kurashi/bosai\_bohan/saigai/ |  |
| **福祉避難所に****ついて** | https://www.city.yokohama.lg.jp/minami/kenko-iryo-fukushi/fukushi\_kaigo/chiikifukushi/saigai-shien/20180219175707.html |  |
| **【横浜市の情報】横浜市役所ホームページ** |
| **災害時要援護者****支援ガイド** | 共助による災害時要援護者の手引き、活動事例集　などhttps://www.city.yokohama.lg.jp/kenko-iryo-fukushi/fukushi-kaigo/chiikifukushi/yogoshien/ |  |
| **地域ぐるみで災害対策****災害時要援護者****支援ガイド** | https://www.city.yokohama.lg.jp/kenko-iryo-fukushi/fukushikaigo/chiikifukushi/yogoshien/bousai.html |  |
| **防災・災害について** | 「災害・いざというとき」「防災の地図」　などhttps://www.city.yokohama.lg.jp/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/ |  |
| **自治会町内会に****おける個人情報の****取扱いについて** | 「自治会町内会向け個人情報取扱い手引」など**https://www.city.yokohama.lg.jp/**kurashi/kyodo-manabi/shiminkyodo/jichikai/20170315123439.html |  |
| **その他** |
| **避難行動要支援者の避難行動支援に****関すること** | 内閣府防災情報ホームページhttps://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/yoshiensha.html |  |
| **個人情報保護について** | （内閣府所管）個人情報保護委員会ホームページhttps://www.ppc.go.jp/ |  |

**災害時要援護者支援に関する参考情報・お問合せ先一覧**

**【南区役所　各担当課問い合わせ先】**

　〒232-0024　南区浦舟町2-33　南区役所

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **お問い合わせ内容** | **担当課【窓口】** | **問合せ先** |
| 防災全般に関すること | 総務課防災担当　【６階66番】 | 341-1225 |
| 要援護者の見守り等の活動に関すること | 福祉保健課　　　【４階42番】 | 341-1182 |
| 要援護者名簿に関すること | 高齢・障害支援課【2階23番】 | 341-1136 |